

平成22年 9月議会での一般質問

~~~~~  
うへの伸五です。

通告した内容について質問させていただきます。明確、簡潔な答弁をお願いいたします。

最初に、少年スポーツ振興への環境整備等について伺います。

現在、飯塚市内には どのくらいの少年スポーツチームがありますか。

~~~~~  
生涯学習課長

現在市内には、少年野球では平成19年に日本一になった庄内ジャガーズをはじめ12チームが活動中であり、そのほかサッカーでは11チーム、ソフトボール5チーム、ミニバスケット11チーム、バレーボール7チーム、剣道6チーム、他にもカヌーや柔道、空手などが市内で活動されております。

~~~~~  
うへの伸五

少年スポーツの振興支援について、飯塚市は、どのような考えをお持ちなのかお聞かせ下さい。

~~~~~  
生涯学習課長

少年スポーツの振興に関しましては、近年子どもの体力低下が言われて久しく、スポーツに触れることができる環境づくりとともに、クラブチームの育成、支援も大きな柱の一つと認識しています。

また、クラブチームの支援につきましては、クラブチームの環境整備のため平成15年より、毎年2校ずつの小学校に、簡易ではありますが照明を設置しています。

現在13校に設置しています。

また今後は、環境整備に加えて、少年スポーツのイベント、大会についても積極的に支援をする予定であり、クラブ関係者と、その方法について協議していく予定です。

~~~~~  
うへの伸五

学校体育施設での少年スポーツを含む社会体育利用について、どのように考えておられるのか、教えてください。

~~~~~  
生涯学習課長

学校体育施設の利用につきましては、積極的に施設開放を行っており、今後も引き続き行っていく予定です。

また、それに伴う施設等の環境整備につきましても、学校や関係課と協議しながら、利用者の利便性向上に努めていきたいと考えております。

~~~~~  
うへの伸五

穎田地区では小中一貫校建設が決定し、他の地区でも、一貫校構想はじめ、小学校と中学校の連携が強化されようとしております。

そのような中、小学生と中学生と一緒に楽しめる環境の整備を、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？

~~~~~  
学校教育課長

クラブ活動につきましては、小学生と中学生が一緒にするというので、小学校の5～6年から、クラブ活動ができるようにしたいと考えております。

~~~~~  
うへの伸五

競技の種類や施設環境によっては、もっと低学年から一緒に楽しめるスポーツもあると思いますので、地域などとの協議を積極的に行っていただき、実りある施設環境の整備をお願いいたします。

次に、颯田地区の今後についてお伺いいたします。

まず、自治公民館についてですが、維持管理の現状は、どのようになっているのか教えてください。

~~~~~  
管財課長

経過からご説明いたします。

合併前からは旧颯田町を除く1市3町では、地元が行政の補助を受けて各地域の自治公民館を建築し、地域の財産として維持管理がなされております。

一方、旧颯田町においては、行政が建築し、町の財産とされておりました。

この事につきましては、合併後、合併未調整事項の一つとして市内住民間の負担の公平性の観点等から、平準化に向け、関係課で協議がなされました。

平成19年4月からは、地元への委譲を基本に使用貸借を当面の措置とし、地元管理とする方向で調整がなされたものであります。

平成21年2月の「飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画」の中でも「颯田地区の24自治公民館は、旧颯田町が直接設置したものであるが、他の地区の自治公民館との整合性を図る観点から、平成21年度末を目途に順次関係自治会の建物を無償譲渡する」といたしております。

~~~~~  
うへの伸五

飯塚市の財産ということですが、建物の補修や改修を行う場合、どのようになりますか。

~~~~~  
中央公民館長

土地も建物も市有財産であります。実態は、他の11地区と同様に自治公民館として使用されており、また、市との間に無償での使用貸借契約を締結しておりますことから、自治公民館の新築、改築、増築または改修工事については、飯塚市の自治公民館等建築費補助金交付要綱に基づき対応する事といたしております。

~~~~~  
うへの伸五

補助金の交付要件や、交付の基準は、どうなっていますか。

~~~~~  
中央公民館長

補助金の交付要件といたしましては、社会教育法第20条に基づき設置運営され、かつ、対象地域住民を代表する組織、自治会等でございますが、それによって設置運営がなされている自治公民館等に対して補助金の交付を行っています。

交付基準は、新築・増築・改築の場合、補助基本単価に補助対象限度面積（200世帯未満・132㎡、200世帯以上・150㎡）を乗じて算出した額の100分の45以内としております。

また改修工事の場合につきましては、基準として30万円以上の工事を対象とし、交付限度額を400万円としております。

補助率につきましては、新築と同様に、工事費の総額の100分の45以内となっております。

~~~~~  
うへの伸五

それらの補助金を受けた場合、その後の補助金制限等がありますか。

~~~~~  
中央公民館長

新築・増築・改築の場合は補助金交付から24年、改修の場合は5年を経過しなければ補助が受けられない事となっております。

ただし、災害または高齢者、もしくは障がい者に配慮した設備と認められる場合は、この制限の適用外といたしております。

~~~~~  
うへの伸五

各自治公民館には新しい建物もあれば、老朽化している建物もあります。

それらを補助対象物件とする際に、施設の点検や最低限の補修作業等は実施されましたか。

~~~~~  
管財課長

旧颯田町時代及び合併後1年間において、公費での補修を行ってきております経過と、他地区の公民館が新築、改修に際し、補助金制度を活用して維持管理している状況を考えあわせ、特に実施はしておりません。

~~~~~  
うへの伸五

補助申請を行う場合には、具体的にどのような手続きが必要ですか。

~~~~~  
中央公民館長

工事を予定している年度の前年度の9月末までに、当該公民館等の概要・業者見積・現状の図面等の書類の提出をしていただき、それに基づきまして、翌年度の当初予算に計上いたします。

予算計上後は、工事着手前から完了までの進捗に併せまして、資金計画書・交付申請書・着工届等の書類の提出が必要となります。

~~~~~  
うへの伸五

災害等によって緊急補修が必要な場合であっても、翌年度まで、最長一年間ほど待たされることになるのでしょうか。

~~~~~  
中央公民館長

自治公民館等の建築費補助金交付要綱による補助金は予算の範囲内において交付する事といたしておりますので、災害等により緊急かつ必要性のあるものにつきましては、直近の補正予算に計上して対応

する事となります。

うへの伸五

期近の補正予算でも、3～4ヶ月待たされるわけですが、その間 補修個所の拡大が予測されたり、自治会活動に著しい影響が出るような場合は、当然、予備費等で早急に対応するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

中央公民館長

災害等によりまして、著しく緊急性・必要性が認められる場合につきましては、財政当局とも協議しながら、可能な範囲で最大限、対応してまいりたいと考えております。

うへの伸五

公民館の大規模な補修等を行う場合、45%程度の補助金がいただけるようですが、自己資金が不足している場合は、どのようになりますか。

中央公民館長

自治公民館につきましては、地元で管理・運営することを基本としておりますので、公民館の改修等についても地元で行う事といたしております。

その際の市の支援策として補助金制度を設けておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

うへの伸五

穎田地区は、他の地区とは異なった経緯がございますので、自治公民館の地元移譲がスムーズに行えるように、何らかの措置を講ずるべきではないかと思いますが、この点はいかがでしょう。

管財課

現在、他の地区との平準化の中で、使用貸借という形で、地元の維持管理を行っていただいております。穎田地区以外の自治公民館との関係もございますので、関係各課において十分に検討をさせていただきます。

うへの伸五

将来において、穎田地区を含めた飯塚市全体の自治公民館のあり方について、どのような お考えなのか お聞かせ下さい。

市民活動推進課長

ご指摘の件につきまして、今後、地域によりましては、高齢化・過疎化の進行により、自治公民館の維持管理が難しくなることがあるのではないかと心配しております。

市の重要施策である「市民との協働によるまちづくり」をすすめるために、地域コミュニティづくりは大切なものであり、地域の市民の活動や自治公民館活動の拠点となる自治公民館の存在は大きな役割があると考えております。

今後、市のまちづくりをすすめる上で、考えられる問題や課題を整理し、その解決に向けてすすめてまいります。

~~~~~

うへの伸五

自治公民館は、文字通り自治会活動の拠点ですので、そのあり方については、早い時期から、しっかりと研究をしていただきますように、お願いいたします。

次に、学校や地域の通信環境について お伺いいたします。

小学校や中学校でのITを活用した教育について、どのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせ下さい。

~~~~~

学校教育課長

現在、各教科や総合的な学習の時間を中心にコンピュータを活用した授業が実施されており、特に、社会化などでの調べ学習において非常に有効的な活用がなされております。

子ども達の学習に対する意欲や関心を高め、知識や表現力の向上を図るためにも、今後とも、様々な分野でITを活用した教育を推進していきたいと考えております。

~~~~~

うへの伸五

颯田小中学校新校舎のハード面において、IT活用教育に関しては、どのような配慮がなされていますか。

~~~~~

教育施設課長

颯田小中学校基本設計におけるIT教育についてのハード面につきましては、現在、職員室、校長室、事務室などにあるLAN配線に加えまして、普通教室や図書室などにLAN配線を行うように計画しております。

また、パソコン教室を2部屋設けるなど、IT教育に対応できる設計を行っております。

~~~~~

うへの伸五

ソフト面、つまり通信環境については、どのような配慮がなされていますか。

~~~~~

教育総務課長

現在、颯田地域におきましては、光回線網が整備されていないため、学校のインターネット通信環境については、ADSL回線で接続しており、新校舎についても、その接続での対応を考えております。

学校のインターネットの接続方法は、学校間ネットワークを管理しているデータセンターと、各学校を結んで行っておりますので、各学校でインターネットに接続する際には、負荷分散処理を行うことで、授業等には支障が出ないように対応はいたしております。

しかし、高速回線にする事で通信環境が、より良くなると思っておりますので、颯田地域に民間事業者の方で光回線網が整備されましたら、光回線への接続を行いたいと考えております。

~~~~~

うへの伸五

この通信環境について、今年度、鹿児島県の志布志市ではどのような施策が行われておりますか。

~~~~~  
総合政策課長

本年8月26日付けの官庁速報によりますと、志布志市内の全16000世帯に無料で光ファイバーケーブルを敷設し、来年4月から供用開始する予定とのことです。

~~~~~  
うへの伸五

どのような理由で、そのような施策が行われたのでしょうか。

~~~~~  
総合政策課長

緊急情報や防災情報など行政告知放送を実施するため、敷設したということです。

~~~~~  
うへの伸五

将来における高齢者対策も理由の一つだと認識しておりますが、志布志市における、そのような理由に加えて、穎田地区では電話番号という大きな課題を、合併協議以来抱えておりますが、この問題については、現時点でどのように解決される予定でしょうか。

~~~~~  
総合政策課長

局番統一の問題につきましては、合併時からの問題であり、その問題解決の糸口を掴むために、本年7月に、NTT局番に関する住民アンケートを実施し、現在、その分析しているところでございます。その中で、局番統一を望まれる住民もおられれば、諸般の事情や携帯電話などの普及により、統一を望まれない住民もおられます。

現状においては、合併時の考え方であります局番を統一することを念頭において事務を進めていきたいと考えております。

しかし、質問者がおっしゃいますように、このような環境整備の取り組みなどを利用することで、違った発想もあるかもしれませんので、住民が必要とされている対応について、これからも研究する必要があると考えます。

~~~~~  
うへの伸五

この光ファイバーが整備されれば電話番号の問題は克服されますか。

~~~~~  
総合政策課長

この件につきましても、再度通信事業者に対する確認が必要ですので、技術的な問題も含めまして、通信事業者と調整を行いたいと考えております。

~~~~~  
うへの伸五

NTTなどの民間事業者の取組みについては、現在どのような状況ですか。

~~~~~  
総合政策課長

通信事業者の光ファイバーにつきましては、飯塚地区と穂波地区の一部に敷設されております。

その他の地区につきましては、ADSLによる通信が可能というふうになっております。
光ファイバーを使用されております数は、昨年12月調査時点で、約18800件というふうになっており、市内5万8千世帯の約32.4%がその数というふうになっております。
そのほか、携帯電話等の移動電話等については把握できておりません。

~~~~~

うへの伸五

商売につながらない、民間が行わない、しかし、必要なインフラ整備 これはどこが行うべきなのでしょう。

~~~~~

総合政策課長

光ファイバーの敷設につきましては、検討を行った経緯がありますが、試算はありませんが、相当な費用がかかることが予測されます。
そのため、志布志市は総務省などの国の事業を上手く活用して通信環境を整えようとされておりますが、本市としましては、これからも民間事業者に強く働きかけてまいりたいと考えております。

~~~~~

うへの伸五

颯田地区における電話番号の課題は、飯塚市としても解決しなければならないものだと、認識しておりますし、昨年来、颯田地区自治会長会議でも、行政よりそのような説明を受けております。  
新築される校舎での、IT活用教育へも寄与できますし、志布志市と同様な問題、つまり災害対策や高齢者対策、これらに加えて、通信インフラの整備は、新規居住者の獲得や定住促進、企業誘致、商工業の発展にも、大きな影響を与える 常識的な必須条件の一つではないかと考えております。  
これらの対策としての光ファイバー整備事業についてアジアIT特区・飯塚市が、どのようなお考えをお持ちなのか、市長にお伺いいたします。

~~~~~

総合政策課長

志布志市が住民のために、このような素晴らしい通信環境を整備されようとしている事は、高く評価されると思いますし、その際に、国の交付金を上手く活用して、市の負担を極力減らそうとされたことも承知しております。
本市としましては、高速通信の整備がされていない筑穂、庄内、颯田という地区をどのように整備するかは、大きな課題であり、また、飯塚市に定住を目的に流入してくる若い方々にとりましては、高速通信の整備は必須でありますので、質問者の提案に対して、十分な調査を行い、初期投資だけでなくランニングコストや、老朽化に伴う敷設替えの際の費用なども含めて今後、十分に検討を行いたいと思います。

~~~~~

うへの伸五

どうぞ、前向きに積極的な対応を 迅速に行っていただきますように、お願いいたします。  
次に、暮らしについてですが、飯塚市役所の各課長さん方に、颯田地区について、担当部署ではどのような課題をお持ちなのか、お伺いいたしました。  
いくつかの認識課題を教えてくださいましたが、中でも水害、飯塚市内で恐らく最も早く冠水するであろう生活幹線道路が颯田支所のすぐ近くにございます。

それに、市営住宅などの居住環境においては、福岡県より、住宅密集危険箇所指定されている地区を抱えておりますし、ストック計画見直しの中で現地での建替えが本当にベストなのか、住宅戸数は適正なのか、など、大きな課題です。

まちのあり方を考える上では、スーパーの誘致を欠かすこともできません。

そこで、過疎地域でも成功している「AZ」というスーパーがあるようですが、その事業内容などについて、ご紹介いただけますか。

~~~~~  
商工観光課長

ご案内のAZスーパーセンターは、鹿児島県阿久根市に本社を置き事業展開されております、取扱品目が、生鮮食料品から日用雑貨、自動車販売、セルフ式ガソリンスタンド等多岐にわたり、大手コンビニ等が進出していない当該地域の市民にとって貴重な存在となり、過疎傾向のある地域で成功した大型スーパーとして注目されています。

高齢者等に着目した品目の多さに加え、電話予約による送迎バスの運行、24時間営業など様々な取り組みが行われており、そのユニークな事業展開について、市においても調査してみたいと考えています。

~~~~~  
うえの伸五

今、ご紹介いただいたサービスの中で、電話予約の送迎バスの利用については片道100円の有料でございますが、この送迎バスを帰りに利用する際には、購入した品物を玄関前まで運んでくれる。

60歳以上の高齢者や身体障がい者の方には、消費税金額分をキャッシュバックする。

店舗には定年制がなく、60代以上の高齢従業員もいらっしゃる。

店舗は平屋建で、階段の上り下りがない。

など、ソフト、ハードの両面において、生活弱者層に優しいお店となっております。

出店のお誘いもお願いしたいのですが、まずは地元の商工業者の皆さんが、そのようなノウハウを会得できるような助言や、研修補助金の活用なども検討されてはいかがでしょうか。

~~~~~  
商工観光課長

ご紹介のような大型スーパーが進出すれば地域の高齢者等の生活の利便性は向上するものと考えております。

スーパー等の進出につきましては、取扱品目も多岐にわたりますので、これまで地域で頑張ってきた事業者の方々もおられ、大型店と地域の協働も必要と考えられますので、商工会等との調整も行う必要がございます。

地域の活性化のために行政として支援できることは、地域とともに考えてまいりたいと思います。

~~~~~  
うえの伸五

このような店舗ができれば、多くの課題を克服する糸口となるのですから、実現できるよう、調査・研究を、是非とも よろしく願いたします。

さて、今申し上げた颯田地区の暮らしについての代表的な課題、水害による被害、市営住宅などの居住環境、スーパー不在、これらの課題は一体的に考え効率的な解決に向けて進まなければ、将来、大きなひずみを生みかねません、つまり旧4町でも、それぞれにコンパクトシティ構想が必要なんです、企画調整部長、真正面から取り組んでいただけますね。



~~~~~  
企画調整部長

現在、中心市街地の活性化をはじめ、旧4町のまちづくりについて検討を始めております。その中で地域における市民生活に最低限必要な施設が集中するようなコンパクトなまちづくりが必要になってくるとは考えております。

~~~~~  
うえの伸五

よろしくお願ひいたします。

また、各課より教えていただいた課題ですが、その内容は、従前より質問や協議した項目がほとんどでございました。

行政と市民との目線のへだたりを感じるとともに、市民とのパイプ役としての議会・議員の役割は極めて大きいと改めて痛感しております。

このようなことから、私が懸念いたしておりますのは、来年の市議会議員選挙の日程でございます。

先日、道祖議員の質疑にもありましたが、新聞報道によれば、44日間、約1ヶ月半もの長期に渡り、議会不在を黙認する決定が、飯塚市選挙管理委員会において行われたようです。

現在の飯塚市に山積する課題を思えば、福岡県からの助言や指導を丸呑みするのではなく、飯塚市民の生活を第一に考える必要があったのではないかと考えています。

44日間の長期にわたる政治的空白には苦慮したとの説明がございましたが、先日の答弁によれば、その苦慮した内容というのは、3月議会開催日の検討・専決処分が困難な案件の取扱・予算編成事務、など、行政からの視点だけで考えられており、市民目線からの検討がなされた様子は、まったくうかがえませんでした。

長期に及ぶ政治的空白は望まない。

この認識は、副市長の答弁からも行政執行部と共通していると思います。

選挙管理委員会は独立した権限で選挙日程を独自判断で決定され新聞発表をされました。

しかし、大半の市民は選挙管理委員会と行政執行部との関係を誤解されておられます。

つまり、飯塚市執行部が日程を決定したと、誤った認識の方が多数おられる。

行政としての説明責任を果たす上で、この際、選挙管理委員会の独立権限について、何らかの形で市民に対してお知らせしていただきたいと思いますが、総務部長、いかがでしょうか。

休憩

その様な事は、当然必要だと思っております。

それに加えて、議会不在期間中の市民とのパイプ役をどのような施策で乗り切ろうとするのか、教えていただきたいと思ひます。

それとも、市民とのパイプ役や議会も必要ないという、お考えをお持ちなのかもしれません。これも通告外ということですので答弁は求めませんが、市民生活を守るために、議会不在中の市民の声を受け止める、重要な施策となります。

12月議会で上程できるように、早期に協議、検討に取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる、合特法についてお伺ひいたします。

この合特法とは、どういう法律なのか教えてください。

環境整備課長

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法とは、一般廃棄物処理業等、この場合し尿収集業等になりますが、下水道の整備等により受ける著しい影響を緩和し、併せて、その経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理の確保を図り、ひいては、公衆衛生の向上と生活環境の保全に資することを目的として、昭和50年5月30日に交付施行された法律です。

うへの伸五

この法律は、飯塚市にも関係あるのですか。

環境整備課長

本市におきましては、旧飯塚市地区において合特法の趣旨に基づく覚書を、し尿収集業者と締結しており、また、平成20年2月に策定されました飯塚市汚水処理基本構想においては、公共下水道追加区域として穂波地区・庄内地区・穎田地区のそれぞれ一部が追加されましたので、将来的に下水道が普及し、現在のし尿収集に著しい影響を及ぼす場合、各地区における本法の趣旨に基づく対応が必要となってまいります。

うへの伸五

関係者とは、いつ頃から どのような協議を行っておられますか。

環境整備課長

法の交付施行が昭和50年ではありますが、本市における旧飯塚市地区のし尿収集業者との合特法に係る文書の取り交わしは、

平成7年1月31日に合特法の趣旨に基づく覚書を後日締結する旨の協定書を締結し、平成12年3月31日に覚書の基本的内容、締結期限についての確認書を取り交わし、平成16年2月13日に合特法の趣旨に基づく代替業務や代替業務以外の業務など、具体的内容を記した覚書を締結しております。

うへの伸五

飯塚市における代替業務とは具体的にどのような業務なのですか。

環境整備課長

平成16年2月13日に締結しました覚書における代替業務とは、覚書第1条第2項において「飯塚市下水道終末処理場及び飯塚市環境センターの運転管理業務」が明記され、現在、「飯塚市下水道終末処理場」の運転管理については、覚書に基づき飯塚環整事業協同組合に委託しております。

また同条第3項において「合特法の趣旨に沿う業務の中で、代替業務として民間委託できる業務がある時は、飯塚市の抱える諸般の問題が解決し民間委託することが決定した時、飯塚環整事業協同組合に委託するよう努めるものとする」となっております。

~~~~~  
うへの伸五

ただ今のご答弁にございました諸般の問題とはどのような事ですか。

~~~~~  
環境整備課長

覚書の中にあります本市の諸般の問題と申しますのは、市議会及び職員労働組合との協議、また関係各課への説明等を指すものでございまして、それらが整い民間委託することが決定した時、飯塚環整事業協同組合に委託するよう努めるものとするという事でございます。

~~~~~  
うへの伸五

そのような手続きは、民間委託する際には、どのような業務でも行われて当然のルーティンワークだと思えますので、何も特別な問題ではありません。今後の代替業務委託についての具体的な計画を教えてください。

~~~~~  
環境整備課長

飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画におきまして、ゴミ収集、し尿収集、環境センターの維持管理業務について民間委託を含めさらなる経費削減に向けた計画を策定する事となっておりますので、今後、具体的に検討していきたいと思えます。

~~~~~  
うへの伸五

市長にお伺いいたします。

最後に確認でございますが、今、言われておられます代替業務を民間に委託する際には、現在、結んでおられる覚書に基づいて、先ず、環整事業協同組合に委託のお話をされるのでしょうか。

~~~~~  
市民環境部長

質問者がいわれます通り、今後も覚書に基づき、環整事業協同組合と協議を行い代替業務について委託してまいりたいと思っております。

~~~~~  
うへの伸五

どうも、スッキリしない、最後にもう一度だけ確認させて下さい、市長、代替業務のゴミ収集、し尿収集、環境センターの維持管理業について、民間委託する場合には、先ず 当該組合と協議を行い、当該組合に委託できるように努めたい。このような理解をしてよろしいのでしょうか。

~~~~~  
市民環境部長

その通りでございます。

~~~~~  
うへの伸五

法律が施行されて、すでに35年経過しているわけですから、迅速な対応を、お願いいたします。次に市道路線の認定・廃止事務、特に本日は廃止事務についてお伺いしたいと思います。そもそも道とは、人にとってどのようなものなのでしょうか。

~~~~~  
土木管理課長

道の定義については、そこに住む人の暮らし、生活に必要とする生活道路、及び移動の手段として利用する道路があり、両者の位置づけは重要なものと考えております。

~~~~~  
うへの伸五

市道廃止に関しては、道路法第10条が関係すると思いますが、具体的に、どのような状況になった時に廃止をするのでしょうか。

~~~~~  
土木管理課長

道路法10条において、路線の廃止または変更は、一般交通に必要ななくなった場合において、路線の全部ないし一部を廃止することができる事が明記されています。

この事から判断しますと、道路の使用並びに将来性がない場合に、廃止することができます。

~~~~~  
うへの伸五

具体的な手順は、どのようになりますか。

~~~~~  
土木管理課長

前で述べましたように、利用者を一方的に不自由な状況にすることは望ましくなく、あくまでも地元調整を第一に考えた上で、状況把握を行い、隣接地の所有者や利害関係にある、地元自治会、沿線利用者の同意を取り付けたうえで、議会承認を受けるべく議案上程、承認後、公示を行うようになっています。同意につきましては、口頭での同意が多かったと思われまので、今後は文書による同意書を取っていききたいと思います。

~~~~~  
うへの伸五

廃止議案の上程に至るまでの平均的な期間は、どのくらいですか。

~~~~~  
土木管理課長

廃止議案の上程には、案件の廃止要件によって異なりますが、開発等によるものは、開発等の内容を精査審議することによって、時間を要することがありますが、こうした案件以外の廃止については、道路状況の機能把握と地元関係者の調整に、おおよそ1～2ヶ月を要すると思われま。

~~~~~  
うへの伸五

ここ直近3年間で廃止した市道は何路線ありますか。

~~~~~  
土木管理課長

平成19年度から現在までの廃止路線案件は18路線ですが、この廃止理由につきましては、市有地の払い下げ、県営団地建替え等によるものです。

~~~~~  
うへの伸五

旧4町にある市道の廃止に関して、支所・経済建設課と、本庁・土木管理課との連携はどのようにしてありますか。

~~~~~  
土木管理課長

廃止に関する事務については、支所管内におけるものについては、支所案件としまして、本庁が集約し議会上程を行っていますが、案件の相談、協議につきましては一緒に行っています。

~~~~~  
うへの伸五

市道に隣接民有地がある場合、その市道を廃止すれば 隣接不動産の価値は著しく低下するのではないかとと思いますが、その様な例は ありましたか。

~~~~~  
土木管理課長

廃止路線に隣接する民有地が接道している場合には、これを廃止することによる弊害としまして、建築許可が出ないなどの問題や、売買等による不利益が想定されますが、現在のところ、このような例は発生していません。

~~~~~  
うへの伸五

現在までは、前例なし。ということですが、今後、そのような事案が出てきた場合には、所有者と十分に事前協議する必要があるのは当然ですので、ご承知おきをしていただきたいと思います。

最初にご答弁いただいたように、人にとって道路は大変重要なものです。

市道認定道路については、安全、適正な運用を 常に心がけていただき、その認定廃止を検討する場合には、関係者の方々に、しっかり説明、納得していただいたうえで、議案として上程していただきますように、強く要望をしておきます。

私の質問は以上ですけれども、最後に、執行部の皆さんにお願いいたします。

何度となく、申し上げている事です。

議会や委員会での質疑、指摘事案については当然ですが、日常での協議や、市民からの要望事案についても、出来る出来ないに関わらず、報告や連絡をしていただきたいと思います。

そんな、当たり前のことをしていただかなければ、市民の皆さんや議会との信頼関係など、できるはずはありません。

この事を、もう一度 明確にお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。